



平成28年5月13日

各 位

会社名 ビオフェルミン製薬株式会社  
代表者名 代表取締役社長 藤本 孝明  
(コード番号 4517 東証第1部)  
問合せ先 総務部長 松本 剛  
(TEL : 078 - 575 - 5501)

## 監査等委員でない取締役に対する 株式報酬型ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、本日（平成28年5月13日）付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」および「定款の一部変更に関するお知らせ」で開示しておりますとおり、平成28年6月28日開催予定の第130期定時株主総会でご承認いただいたうえで、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

上記に伴い、本日開催の取締役会において、平成27年6月24日開催の第129期定時株主総会においてご承認いただいた取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションの報酬額に関する定めを廃止し、監査等委員会設置会社移行後の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額および内容決定について、平成28年6月28日開催予定の第130期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. ストックオプションの目的

取締役業績の向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高める誘因を与えることを目的として、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションを割り当てるものであります。

#### 2. 株式報酬型ストックオプションの内容

当社取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションの報酬額は、平成27年6月24日開催の第129期定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠で、年額3千5百万円以内の範囲内で、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることをご承認いただいておりますが、当該報酬額に関する定めを廃止したうえで、監査等委員でない取締役の報酬額とは別枠で、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）に対し、年額3千5百万円以内の範囲内で、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てるものであります。

なお、監査等委員会設置会社移行後の監査等委員でない取締役候補者の選任が平成28年6月28日開催の第130期定時株主総会において承認されますと、株式報酬型ストックオプションの割り当ての対象となる監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）は、5名となります。

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権の具体的な内容は、次のとおりであります。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

① 目的である株式の種類

当社普通株式とする。

② 目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。  
なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記のほか、決議日後、当社が合併または会社分割を行う場合およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、合併比率等に応じ当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式 25,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

250個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割り当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

また、割り当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者は、当社の監査等委員でない取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができるものとする。その他、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(8) 新株予約権のその他の内容

新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以上